

和歌山県消費生活青年リーダーについて

1. 和歌山県消費生活青年リーダーとは

令和4年4月の成年年齢引き下げに向けて、若者を対象に消費者被害防止のための啓発強化を目的に、令和元年度に創設したボランティア。

2. 登録要件

県内に在住及び通勤・通学している18歳以上29歳以下の者で、和歌山県が実施する消費生活青年リーダー養成講座を受講した者

3. 消費生活青年リーダーの養成

令和元年度 和歌山大学教養の森講座「消費者市民と社会」ユニットⅢ

日 時 令和2年1月11日（土）10：00～16：00

概 要 ①県消費生活センター相談員による「契約の基礎知識と最新の悪質商法」に関する講義とトラブル防止について考えるワークショップ
②和歌山大学 岡崎教授による「消費者教育に関する基礎知識」に関する講義と子供向けイベントブースにおける啓発について考えるワークショップ

受講者 和歌山県内単位互換協定大学の学生及び社会人18名
うち消費生活青年リーダー登録者7名

令和2年度 和歌山大学教養の森講座の一環としてオンライン研修を検討中

時 期 令和2年12月5日～ 講義内容配信
令和3年1月～3月 ワークショップ（※）

※ 既登録の消費生活青年リーダーをリーダー役として、既存の若者向け消費者啓発パンフレットを題材に、Web コンテンツの企画を行うことを検討中